

2. 奨学金・特待生制度

※ 各規程が改訂になった場合は、その都度、掲示板でお知らせします。

1. 日本学生支援機構 奨学金

国の育英奨学機関である（独）日本学生支援機構の奨学金制度で、人物・学力・健康に優れていて、経済的理由により修学が困難な学生を選考して、学費の貸与を行います。

(1) 種別、貸与月額及び 貸与期間

種別	第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
	自宅通学	自宅外通学	自宅・自宅外通学
貸与月額	54,000円	64,000円	30,000円・50,000円 80,000円・100,000円 120,000円
	30,000円		*上記の中から希望月額を貸与可
貸与期間	貸与開始時期（7月予定）から卒業までの標準修業年限		貸与開始時期（7月予定）から卒業までの標準修業年限（当該年度4月に遡り貸与可）

※ 入学時特別増額貸与（100,000円～500,000円）

入学時に限り希望額の貸与が可能です。

※ 緊急（第一種）・応急（第二種）採用奨学金（随時受付）

主たる家計維持者の失業、病気等による家計の急変、又は災害で被害を受けたことにより奨学金が必要になった場合は、学生支援課に申し出てください。

(2) 申込資格等

項目		第一種奨学金	第二種奨学金
申込資格	学力基準	高校調査書の評定平均値が3.5以上の学生	高校の成績が平均水準以上の学生
	家計基準	*学生支援課にお問い合わせください。	
選考基準		「学力基準」、「家計基準」及び人物等の総合判定	
募集時期		毎年4月上旬	

※ 詳細については掲示板にてお知らせします。

2. 地方公共団体等の 奨学金

地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金制度ですが、当該団体の所在地域に住む学生を対象にするなど、申込資格に制限のあるものが多い制度です。

申込みについては学生各自で行うこととなりますが、本学に募集依頼があった場合は、その都度、掲示板でお知らせしますので、確認してください。

3. 日本橋学館大学
奨学金(特待生)
- 本学に在学する学生で、人物、学業とも特に優秀であり別に定める規程に該当する若干名を特待生として、授業料の一部を免除します。
- 1 学年 : 入学試験の合格者で成績上位者
2～4 学年 : 前年度の成績優秀者で経済的に困窮している者
(* 外国人留学生は、別に定める。)
4. 日本橋学館大学
スポーツ・文化芸術
特待生
- スポーツ・文化芸術分野において特に優秀と認められ、別に定める規程に該当する若干名を特待生として、授業料の一部又は全額を免除します。
- 1 学年 : 入学前の競技成績又は実績による
2～4 学年 : 前年度の競技成績又は実績による
5. 日本橋学館大学
住宅費補助
- 本学に在学する遠隔地出身の学生（外国人留学生を除く）に対して、住宅費の一部を補助します。
6. 日本橋学館大学私費
外国人留学生奨学金
- 本学に在学する私費外国人留学生で、経済的な理由により学業の継続が困難で成績が一定の基準に達していると認定される学生に対して、別に定める規程により授業料の一部を免除します。
- (* 詳しくは「留学生の手引き」をご覧ください。)
7. 日本橋学館大学私費
外国人留学生に対する
奨励金
- 本学に在学する私費外国人留学生で、人物、学業とも特に優秀であり別に定める規程に該当する若干名に、奨励金を支給します。
- 1 学年 : 今年度の成績と授業出席状況が特に優秀な者
2～4 学年 : 前年度の成績と今年度の前期の成績及び授業出席状況が特に優秀な者
(* 詳しくは「留学生の手引き」をご覧ください。)
8. 日本橋学館大学私費
外国人留学生住宅費
補助
- 本学に入学する私費外国人留学生が、住宅を賃貸する際の一時金の一部を補助します。
- (* 詳しくは「留学生の手引き」をご覧ください。)
9. 私費外国人留学生
学習奨励費
- 私費外国人留学生を対象とした（独）日本学生支援機構の奨学金制度です。
- (* 詳しくは「留学生の手引き」をご覧ください。)
10. 国内採用国費外国人
留学生制度
- 私費外国人留学生を対象とした文部科学省の奨学金制度です。
- (* 詳しくは「留学生の手引き」をご覧ください。)